

## 不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和 7 年度）

[ カスタムカーショーで 24 台の出展車両に注意喚起 ]  
[ 自動車用品店で 63 件の自動車部品・カー用品に注意喚起 ]

独立行政法人自動車技術総合機構は、自動車ユーザーに誤解を与え、不正改造の認識のないまま保安基準不適合車両を運行するなどを未然に防止することを目的として、平成 18 年より、カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動及び自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでいます。

今般、令和 7 年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

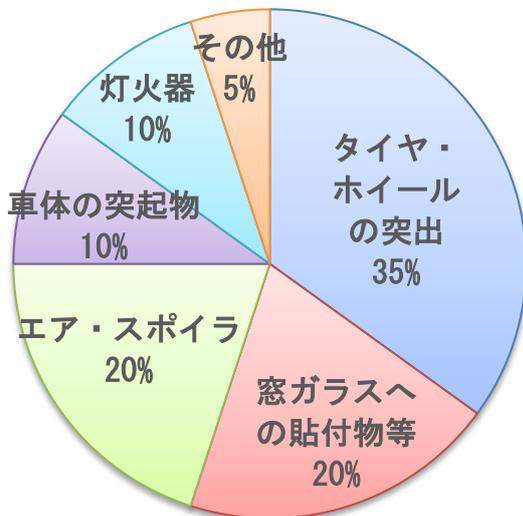
### ◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動

令和 7 年 7 月から令和 8 年 2 月に開催された 3 カ所のカスタムカーショー（オートメッセ in 愛知・東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、保安基準に適合しない又は適合しないおそれがある状態の自動車（競技専用車両など）については、来場者に保安基準に関する誤解を与え、不正改造の認識がないまま保安基準不適合車を運行するなどの行為を増加させるため、「公道走行不可」等と見やすく表示してもらうよう出展者に対して啓発活動を実施しました。

#### 啓発活動の結果

	出展車両数	基準不適合が確認された車両数
合計	1,750 台	24 台、延べ 40 箇所

#### 装置別の基準不適合箇所



#### 不適合箇所の例（タイヤ・ホイールの突出）



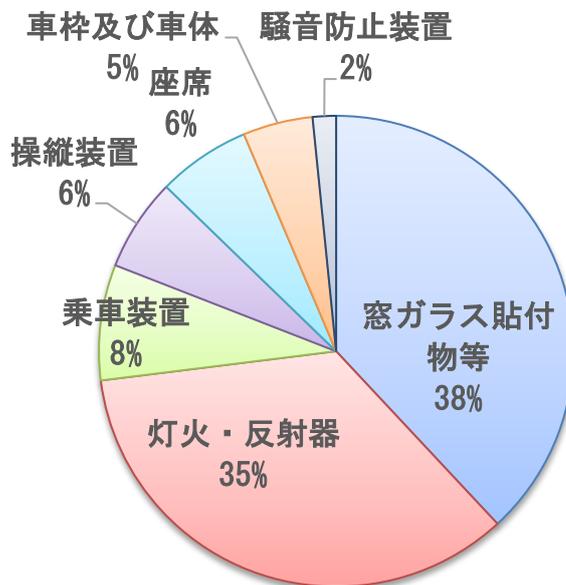
## ◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査

令和7年6月から10月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの19店舗において、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては、保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が63件(前年度66件)確認されたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は7種類あり、その中で「窓ガラス貼付物等」及び「灯火・反射器」で全体の7割以上を占めました。

### 保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の内訳



### 保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の一例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等関係	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付するスマートフォンホルダー、ステッカー、ディスプレイオーディオなどが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・灯火・反射器関係	カラーバルブなど装着する灯火器によっては基準に適合しないおそれがあり、また、点滅する灯火は基準に適合しないおそれがある

これらの啓発活動も開始から20年が経過し、カスタムカーショーの主催者・出展者や自動車ユーザーの方々の不正改造に対する理解も深まってきているところですが、自動車技術総合機構では、引き続き関係団体等と協力し、不正改造車の撲滅に向けて取り組んでまいります。

〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル  
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話：03-5363-3441(代表)

FAX：03-5363-3347